開成町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年６月 23 日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第18号

開成町印鑑条例の一部を改正する条例

開成町印鑑条例（昭和53年開成町条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録印鑑の不受理） 第４条　町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請を受理しないものとする。 （１）～（６）（略） ２　町長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 （印鑑登録証明書の交付申請） 第11条　登録者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証	（登録印鑑の不受理） 第４条　町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請を受理しないものとする。 （１）～（６）（略） ２　町長は、前項第１号及び第２号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の住民＿＿＿

改正後	改正前
を添えて、町長に印鑑登録証明書の交付を申請しなければならない。	を添えて、町長に印鑑登録証明書の交付を申請しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）又は移動用端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第３号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いて多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	２　前項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、移動用端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。）を用いて多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。